

京都市避難行動要支援者名簿の更なる活用に対する市民意見
の募集の結果について

1 募集期間

令和3年8月30日（月）から9月30日（木）まで

2 周知方法

各区役所・支所，市役所案内所，情報公開コーナー，市民防災センター，各市立図書館等で配布。また，ホームページにも掲載。

3 意見提出方法

郵送，FAX，電子メール，京都市ホームページの意見募集フォームなど。

4 意見募集結果

意見者数：146人

意見総数：294件

(1) 年齢別（人数）

～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明	合計
1	1	12	16	29	25	48	14	146
1%	1%	8%	11%	20%	17%	33%	9%	100%

(2) 居住地等区分別（人数）

京都市在住	京都市内に通勤通学	その他	合計
127	10	9	146
87%	7%	6%	100%

(3) 御意見の概要

肯定的な御意見の方が105人，否定的な御意見の方が18人であった。

肯定的な御意見のうち，今回の「避難行動要支援者名簿」の更なる活用の主旨には賛成しつつ，地域や名簿提供先の負担に配慮すべき，具体的な活用方法を示すべきとの意見37人，個人情報への取扱いに留意すべきとの意見32人，名簿登載者本人への意思確認や制度説明を十分にすべきとの意見9人，その他，災害発生時の避難支援等に関する意見が8人であった。

※ 主な御意見と京都市の考え方については，別紙のとおり。

○ 御意見の概要（意見者数：人）

意見種別とその内容		意見者数
肯定的御意見		105
	地域・名簿提供先の負担に配慮すべき・具体的な活用方法を示すべき	(37)
	個人情報の取扱いに留意すべき	(32)
	方針に賛同する	(19)
	名簿登載者本人への意思確認や制度説明を十分にすべき	(9)
	その他（名簿対象登載者の対象拡大の希望等）	(8)
否定的御意見		18
	方針に賛同しない	(2)
	地域・名簿提供先の負担が重すぎる	(8)
	個人情報の管理に懸念がある	(6)
	その他（名簿掲載項目が多すぎる等）	(2)
その他		23
	地域の実情を述べるもの	(13)
	その他	(10)
合計		146

<参考>項目別（意見数：件）

項目		意見数
1	背景	57
2	方向性	68
	(1) 避難行動要支援者名簿の登載者	(20)
	(2) 避難行動要支援者名簿の提供先	(27)
	その他	(21)
3	新たに制定を予定している条例の内容（案）	94
	(1) 目的	(22)
	(2) 定義	(4)
	(3) 避難行動要支援者名簿の作成	(5)
	(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供	(7)
	(5) 活用等	(12)
	(6) 名簿情報の取扱いに関する協定	(4)
	(7) 名簿情報の漏えい防止のための措置	(10)
	(8) 利用及び提供の制限	(3)
	(9) 守秘義務	(4)
	その他	(23)
4	その他	75
合計		294

主な御意見と京都市の考え方

「1 背景」について

意見の要旨	京都市の考え方
<p>「避難行動要支援者名簿」の存在が浸透していないと思う。名簿の存在とその意義を啓発・浸透させる事が必要だと思う。</p>	<p>御意見のとおり、まずは、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の存在とその意義を啓発・浸透させることが重要であり、今回の条例化によって、名簿情報を提供して終わることなく、地域の状況に応じた活用に繋げていただくためにも、名簿を提供する団体の声をお聴きし、活動の活性化のための手立てをしっかりと講じてまいります。</p>
<p>平常時から地域団体により見守り活動が実施されていることは、いざという時に役に立つと思う。</p>	<p>一人でも多くの方の情報を平常時から地域で共有し、見守り活動の一層の充実を図るとともに、災害時の地域による円滑かつ迅速な避難支援に繋げてまいります。</p>
<p>近年、災害等が多発する中、避難行動要支援者でなくても避難できない方が増えているため、様々な方々が尽力しているのは理解しているが、同意者数が20%という数字は非常に低く感じる。</p>	<p>同意取得は、戸別訪問による同意取得活動そのものが日頃の見守りに繋がるものであることから、地域包括支援センターの職員等が民生委員等の協力を得ながら同意を得る手法や障害者地域生活支援センターで障害区分認定調査の実施に併せて取得いただく方法をとっております。現在、年間300件程度の同意取得はあるものの、施設入所者や死亡もあることから同意率は約20%程度で推移している状況です。</p>
<p>「避難支援等関係者への個人情報の提供について同意された方の割合は約20%程度で推移…」とあるが、どのような手法で行った結果その結果なのか、目標をどのように設定したのかなど、避難行動要支援者の把握だけでなく、本市の対応の分析ができていないのではないかと感じる。</p>	<p>一方で、「災害時の避難支援は必要だが、平常時の見守り活動は不要」 「既にサービス事業者等から、日常の福祉サービスの提供を受けており、更なる平常時の見守り活動は不要」との意見もあると聞いており、本人の意思を尊重しつつ、一人でも多くの方の災害時の避難支援に繋げるためには、平常時からより多くの方の情報を地域で共有する必要があると考えています。</p>

<p>避難行動要支援者に該当する方が、制度（避難行動要支援者名簿の存在や活用方法）の存在を知らないことが、同意率が低い原因の1つではないか。対象者及びその家族が、制度を理解するための啓発強化が必要である。</p>	<p>御意見のとおり、実際の災害発生時に、名簿を活用し、迅速な避難支援に繋げるためには、平常時から、一人でも多くの方の情報を地域で共有いただくことが必要だと考えており、より多くの方に積極的に同意いただけるよう、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
--	---

※ この他、個々の地域での活動実態に係る御意見をいただいた。

「2 方向性」について

意見の要旨	京都市の考え方
同意します。	<p>令和4年度以降、新たな条例に基づく名簿が提供できるよう、引き続き、取組を進めてまいります。</p>
案のままでよいと思います。	
早期に実現してほしい。	
よい方向性だと思う。	
<p>災害時に自力で避難できない方の情報を地域で事前に把握しておくことは大変重要であり、条例制定の趣旨に賛同する。</p>	
<p>新たな条例制定により、「同意を拒否した人以外は、避難行動要支援者名簿の情報が関係者に提供される」という仕組みが構築されることは、迅速な災害時支援の第一歩となる取り組みであり、高く評価したい。</p>	<p>災害対策基本法では、平常時からの名簿情報の提供については、原則、避難行動要支援者本人の同意が必要とされていますが、当該市町村の条例に特別の定めがある場合には、本人の同意は要しないとされています。</p> <p>今回の条例では、御本人のプライバシーに配慮するために、個人情報の提供に係る意思確認を行い、「提供の拒否の申出」があった方を除き、一人でも多くの方の情報を平常時か</p>

	<p>ら地域で共有し、見守り活動の一層の充実を図るとともに、災害時の地域による円滑かつ迅速な避難支援に繋げていくことを目的としており、名簿情報の取扱いについて、名簿提供団体等に周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>方向性については異論はないが、日頃の見守り活動を強化するためには、同意要件の見直しだけでは根本的な解決にはいたらない。地域が名簿を活用するためのハードルがどこにあるのかを見極めたうえで、そのニーズに応える柔軟な対応が求められる。</p>	<p>頂いた御意見を参考に、名簿を活用する団体の声をお聴きし、平常時からの見守り活動の活性化のための手立てをしっかりと講じてまいります。</p>
<p>地域が顔の見える関係づくりを進めていくために、京都市がどのような支援策を行うのかが知りたい。名簿を地域に渡したらあとは勝手に活用して望まれる成果をあげてくださいとはならないでほしい。</p>	
<p>自主防災会をはじめ各種団体とも、地域で地域を守る、地域で助け合うことを基本理念としている中、避難行動の支援に関して、行政が作成する当該名簿制度を中心に据える考え方ではなく、地域での助け合いが基本であり、それを補うための制度であることをもう少し前面に打ち出した方が良いと感じる。</p>	
<p>名簿登載をいつでも拒否できるようにしておく必要がある。また、名簿の更新は、年に数回だと思うので、更新までの間でも拒否の意思を示された方には対応できるようにしておかないとトラブルのもとになる。</p>	<p>意思確認により、「同意」の意思を示された方、「同意が得られた」（みなし同意）とした方についても、後日（意思確認期間経過後）、「拒否の意思」を示すことは可能であり、その場合には、平常時から提供する名簿には登載しないことといたします。この他、名簿登載者の「同意」「拒否」等の意思表示について、随時反映できるよう検討を進めてまい</p>

<p>災害・土砂災害が増えており、地域密着型で自助・共助を行う必要がある。方向性には賛同する。ただし、自助・共助に丸投げするのではなく、公助についても予算や人員を強化する必要がある。</p>	<p>ります。</p> <p>災害発生時は、自助を基本としつつ、これが難しい場合、地域の中で助け合う共助が必要となると考えています。公助としての行政の支援については、地域の活動支援や災害発生時にどのような行動をするか誘導することや災害対策意識を高めることが重要であると考えており、保健福祉局だけでなく、関係各局と連携しながら地域の方にも十分理解いただけるように進めてまいります。</p>
<p>同意をされた方の割合が低いからといって「提供の拒否の申出」がなければ掲載するというのは、いかななものか。対象者には、名簿に載ることを分かりやすく伝えることを徹底してほしい。</p>	<p>実際の災害発生時時に、名簿を活用し、一人でも多くの方の迅速な避難支援に繋げるためには、平常時から、より多くの方の情報を地域で共有いただく必要があると考えています。一方で、本人のプライバシーは最大限尊重すべきものであると認識しており、対象者全員に制度の趣旨説明と同意又は拒否の意思を確認する文書を送付し、回答を求めるほか、市民しんぶん等も活用しながら、積極的な分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
<p>京都市から名簿提供の同意を確認していただくことになるが、何の通知か理解できない方も多くいるので、分かりやすい内容とすべき。</p>	<p>同意又は拒否の意思確認については、制度開始時に、対象者全員に対し、制度の趣旨説明と同意又は非同意を確認する文書を郵送し、意思確認を行うことを検討しております。</p>
<p>提供拒否の申し出があった場合のみ要支援者名簿から外すとあるが、今回の趣旨を理解しその判断を行うためには文書の送付だけでなく詳細の説明（普段から地域にその情報が共有される等）が必要と思う。</p>	<p>一定期間（1箇月程度）を経ても返信のない方は「同意が得られた」（みなし同意）として、名簿情報を地域に提供していくことといたします。</p> <p>また、文書の送付に合わせて、「市民しんぶん」や本市ホームページ等での周知や、地域包括支援センター等の関係団体にも意思確認を行うことをお知らせし、分かりやすい広報</p>

	に努めてまいります。
(1) 避難行動要支援者名簿の登載者について	
<p>登載される範囲の人が限られている。認知症の人などは要介護認定も受けてないし、障害者にもなっていない人が多い。この条件に合わないけれどもぜひ登載しておいてほしい。そういう人が他にもあると思われるので、希望者は、本人だけでなく家族などの申告で、できるだけ多く登載してほしい。</p>	<p>現行の名簿は一定の要件に該当する方を名簿登載者としています。新たな条例に基づく名簿においては、個別のケースで当事者からの強い希望がある場合は、「その他市長が認めるもの」として登載することも検討してまいります。</p>
<p>避難行動要支援者名簿の登載者に「単身世帯に属する65歳以上の方（同意のあった方）」「その他市長が必要と認める方」が新たに追加されるとある。この2つを追加するなら、「精神障害者保健福祉手帳取得者（精神障害者）」を追加すべきである。</p>	<p>精神障害者手帳の交付を受けている方については、避難支援が必要なADL（日常生活動作）であれば、「障害支援区分4以上」に含まれていると考えられます。新たな条例に基づく名簿においては、個別のケースで当事者からの強い希望がある場合は、「その他市長が認めるもの」として登載することも検討してまいります。</p>
(2) 避難行動要支援者名簿の提供先について	
<p>避難行動要支援者名簿の提供先として、「地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体」が追加されたが、個人のセンシティブな情報を提供する割には、抽象的な書き方ではないか。具体的にどの団体に提供するかは大事なことなので、提供先を限定列挙した方がよい。</p>	<p>新たな名簿の提供先となる「地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体」につきましては、地域によって様々な団体の役割分担等は異なりますが、主には地域の自主防災組織を想定しております。</p> <p>今後、自主防災組織をはじめとした地域団体との協議を進めつつ、より多くの団体に御協力いただけるよう、取組を進めてまいります。</p>
<p>自主防災会にも名簿を渡してほしい。</p>	
<p>提供先について、町内会を軸として、町内会長や自主防災委員とすべき。守秘義務を遵守する事を原則として、日常生活においても顔が見える関係を構築しておく事が重要であり、その信頼関係を基に、災害時等には一緒に避難できる体制づくりが必要だと思う。</p>	<p>これまで独自の取組により、地域にお住いの要支援者を把握いただいていた自主防災組織等の団体について、今後は「条例名簿」を活用することにより、これまで把握できていなかった要支援者を把握いただけるようになります。御意見のとおり、平常時から御活用いただくことで、</p>

	災害時の避難支援，安否確認等に繋げていただきたいと思います。
--	--------------------------------

3 新たに制定を予定している条例の内容（案）

意見の要旨	京都市の考え方
大変，良いと思う。	令和4年度以降，新たな条例に基づく名簿が提供できるよう，引き続き，取組を進めてまいります。
条例の内容は時流を掴んだ，極めてよい動きと考える。	
地域コミュニティの希薄化が進む中，避難支援等関係者に対して，行政はどこまでのことを支援しているのか。学区や地域事情は昔から住んでいる方もいれば新興住宅等でまだ付き合いの浅い方々で町内をつくっているところもある。毎年役員を交代する町内や自主防災会に「名簿を渡すので，自助・共助の考えでお互い助け合ってください。」とってできるものなのか。理想は理解できても，日々の生活に追われ，自分の生活を守ることで精一杯かと思う。公助の転嫁だと思われぬよう，しっかりとした仕組みの説明をお願いしたい。	御意見のとおり，自助・共助・公助体制が確立・維持されていることが理想的な一方で，昨今の地域コミュニティの希薄化等の状況を受け，災害に備えた一つの手段として，今回新たな条例の制定を進めております。本名簿については，実際の活用事例や個人情報の取扱いをまとめた「手引き」を作成し，取組の指針としていただくよう，公助の取組を進めてまいります。
名簿の登載者を増やすというのは，求められる施策の全体の一部に過ぎない。地域が名簿を活用するためのハードルを見極め支援していくことが重要。そうした部分に踏み込まない今回の条例改正案では，十分な政策効果は期待できない。	個人情報の取扱い，守秘義務につきましては，これまでからの取組である「見守り名簿」の提供団体への対応と同様に，協定書を締結し，遵守すべき事項を周知・徹底します。 頂いた御意見を参考に，名簿提供団体等と連携を図りながら，今回の条例制定の目的の達成に向けて，検討を進めてまいります。
(1) 目的	
良いと思う。非常時に名簿を確認するところからだと何も動けない。	御意見のとおり，実際の災害発生時に，名簿を活用し，迅速な避難支援に繋げるためには，平常時から，一人でも多くの方の情報を地域で共
災害発生時に，突然要支援者名簿を提供されても，速やかな避難行動	

<p>を実施することは困難で、個人情報の取り扱いは十二分に留意することを前提とし、平常時から要支援者情報を的確に把握し、災害被害を最小限に防止できる効果的な名簿活用が可能となるよう期待する。</p>	<p>有いただくことが必要だと考えています。</p> <p>新たな条例の制定に向けて、引き続き、取組を進めてまいります。</p>
<p>ひとり暮らし要支援者が増加する中、誰がサポートできるかが課題だと思ふ。災害時には名簿以外の人も含め、日頃からより身近な近隣の人に避難を依頼できる仕組みが必要ではないか。</p>	
<p>条例をつくり、名簿を配布したことで行政の役割を果たしたかのような見せかけの条例は不要。現実逃避せず現状を把握し、要支援者を災害から助けられる仕組みを構築すべき。</p>	<p>公助としての行政の支援については、地域の活動支援、災害発生時にどのような行動をするか誘導することや災害対策意識を高めることが重要であると考えております。</p> <p>引き続き、今回の条例制定をはじめとする、災害に備えた取組を進めてまいります。</p>
<p>AI時代となり社会は大きく変化しつつあり、名簿作成自体は簡単に出来るが、その基となる情報収集や活用は本当に難しくなっていると感じる。</p>	<p>御意見のとおり、社会情勢の変化に伴い、個人情報の取扱いも厳格化されており、地域活動を推進するうえで難しさはありますが、今回制定しようとする名簿が、地域での活動を補完するものとなるよう、取組を進めてまいります。</p>
<p>(2) 定義</p>	
<p>「避難行動要支援者」の「定義」に、本人の意向を追加してほしい。本人の意向があり、かつ、同意を得たうえで、情報を共有しておくことは、素晴らしいことだと考える。</p>	<p>実際の災害発生時に、名簿を活用し、迅速な避難支援に繋げるためには、平常時から、一人でも多くの方の情報を地域で共有いただくことが必要だと考えており、より多くの方に積極的に同意いただけるよう、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
<p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成</p>	
<p>平時からこの様な名簿の提供先を増やす必要はないし、増やすべきでは</p>	<p>頂いた御意見を参考にしながら、名簿に掲載する事項について、検</p>

<p>ない。名簿を広く渡して、みんなで助け合おうという考えなのかもしれないが、あまりにも無責任である。それは、責任転嫁でしかない。情報を広げるほど、管理もずさんになる。災害時の協力体制を構築しておき、どこが何をするのかを明確にする方が、行動しやすい。</p> <p>名簿記載項目が多過ぎることも、公開同意に躊躇する原因となっているのではないか。公開内容は、協定で限定されるなら、必要最小限の情報の方が公開同意を取りやすい。</p>	<p>討・精査を進めてまいります。</p> <p>また、名簿の提供につきましては、実際の災害発生時に、名簿を活用し、迅速な避難支援に繋げることができるよう、平常時から、より多くの方の情報を地域で共有いただくという条例の主旨を実現できるよう、同意者、名簿提供団体をはじめとする多くの方に御理解いただき、御賛同いただけるよう、丁寧な説明を続けてまいります。</p>
<p>(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供</p>	
<p>希望しない方も必要な情報を行政や関係機関、個人に提供できないか。提供がないために救われなかった、というのが一番つらい。</p>	<p>本市においては、平成20年9月から名簿を作成し、各区役所・支所及び消防局等の行政で全ての対象者を掲載した名簿を共有し、災害時に各避難所協議会に提供する体制をすでに整備しております。</p> <p>今回制定しようとする新たな条例においては、平常時から地域の避難支援等関係者に名簿を提供できる仕組みを構築し、本人のプライバシーに配慮するために、個人情報の提供に係る意思確認を行い、提供の拒否の申出があった方を除く名簿を提供できるようにすることを目的とし、取組を進めております。</p>
<p>条例に基づく要支援者名簿を活用して活動される団体をどれだけ増やせるかが大切。</p>	<p>少しでも多くの地域団体等に条例の主旨に御賛同いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
<p>(5) 活用等</p>	
<p>自主防災会会長へ提供しても、それが各町内レベルで活用されなければ意味がない。名簿をコピーして渡すことはできないので、どのような活用方法なら認</p>	<p>御意見のとおり、活用方法を分かりやすくお知らせすることが大切であると考えており、名簿情報を提供して終わることなく、地域の状況</p>

<p>められるのか、市民にわかりやすいマニュアルが必要。</p>	<p>に応じた活用に繋げていただくためにも、実際の活用事例や個人情報の取扱いをまとめた「手引き」を作成し、取組の指針としていただくよう、検討してまいります。</p>
<p>(6) 名簿情報の取扱いに関する協定</p>	
<p>条例案に賛成。しかし、地域団体と要支援者の間でトラブルがないよう、協定締結の際にしっかりと守秘義務や活用方法について説明することが大切だと考える。</p>	<p>新たな条例に基づく名簿の提供に当たっては、提供する際に本市と提供団体との間で協定を締結し、個人情報の取扱いについて遵守すべき事項を周知・徹底してまいります。</p>
<p>学区全体の責任者は自主防災会会長になると思うが、町内会長(自主防災部長)が町内の責任者であり町内会長に情報提供しなければ機能しない。協定は自主防災会会長との間で結ばれるということか。</p>	<p>頂いた御意見及び関係団体等からの御意見を参考にしながら、協定の締結及び情報の管理に関する具体化を進めてまいります。</p>
<p>(7) 名簿情報の漏えい防止のための措置</p>	
<p>情報漏えい防止のための適切な措置が一番大事である。京都市への信頼を失墜させるようなことにはならないよう期待する。</p>	<p>頂いた御意見を参考に、協定書の締結をはじめ、個人情報の適正な管理に努めてまいります。</p>
<p>多くの方の情報を地域や社会福祉の関係者と共有することになるため、徹底した名簿の管理が大切だということに関係者の皆様と共有してほしい。</p>	
<p>災害時の救助・緊急避難の為の名簿作成であれば、良いと思う。ただし、昨今の犯罪対象として情報漏洩の注意が特に必要な方の名簿になると考えられるため、しっかりしたセキュリティ対策の説明と共に同意を得て進めていただきたい。</p>	
<p>(8) 利用及び提供の制限</p>	
<p>個人情報の収集は該当する個人にプラスになるものでなければならないのは言うまでもない。今回、災害避難時の十分な活用を目的として従来の方法と異なり「個人情報提供に係る意思確認を行っ</p>	<p>頂いた御意見を参考に、新たな条例に基づく名簿が、同意者及び提供団体の双方にとって有益なものとなるよう、引き続き、検討を進めてまいります。</p>

<p>た上で、拒否を申し出た方以外の名簿の提供が可能」と変更されるのは、有効な情報がスムーズに伝えられる事につながり、とても良い事だと思う。</p>	
<p>個人情報の漏洩をはじめ名簿情報が不適切に取り扱われた場合、どのように対応しようとしているかも、名簿を提供する団体に対して、よく説明しておく必要がある。</p>	<p>これまで「見守り名簿」を提供している団体に加え、今回の条例により追加する地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体についても、今回の名簿提供の主旨・目的や個人情報の取扱い・守秘義務等の遵守事項を丁寧に説明してまいります。</p>
<p>(9) 守秘義務</p>	
<p>自主防災会の活動において当該情報の開示の意義は大きく現状の要支援者の把握に与える貢献度は高い。早急に実現して欲しい。守秘義務に関する規定、契約が必要だと考える。</p>	<p>新たな条例に基づく名簿の提供に当たり、すべての名簿提供団体と協定を締結し、個人情報の取扱いや守秘義務について遵守すべき事項を周知・徹底してまいります。</p>
<p>名簿の目的外使用等により被害が生じた場合の罰則規定を定めて欲しい。</p>	<p>地域の避難支援等関係者については、善意に基づき避難支援や平常時の見守り活動を実施いただいております。このため、過度な心理的負担により名簿の提供を拒否されたり、活動を自粛されたりすることのないよう、罰則は設けないこととしております。</p> <p>一方で、規定した個人情報の取扱いに違反し、故意又は重大な過失によって名簿が適正に管理されないことにより被害が生じた場合は、名簿の返還を命じ、損害賠償責任を問うこともありえると考えています。</p>
<p>協定書等で守秘義務を担保するとはいえ、何の公的位置づけもなく、場合によっては毎年人が変わるような法人格のない任意団体(若しくはその代表)に名簿を貸与するというのは相当リスクが大きいと考えられる。</p> <p>利用方法によっては、市民は自分の大切な個人情報がどう扱われているのか、</p>	<p>頂いた御意見を参考に、今回の条例の主旨や目的に加え、名簿提供団体に遵守いただくべきことも、しっかりと周知徹底を図ってまいります。</p>

京都市に対して大きな不信感を持たれるのではないか。	
---------------------------	--

4 その他

意見の要旨	京都市の考え方
避難行動要支援者と同居していない親族（高齢の親と別居している子など）をはじめ、対象者に留まらない幅広い層の市民が制度を理解することが必要であり、条例制定後数年で形骸化しないよう、市民啓発、周知に取り組む必要がある。	御意見のとおり、名簿の制度について、継続して周知を図ることが大切だと考えています。今回の条例制定の主旨である、平常時から、より多くの方の情報を地域で共有いただき、実際の災害発生時に、名簿を活用し、迅速な避難支援に繋げることができるよう、取組を進めてまいります。
こういう制度や仕組みがあることをもっと周知して欲しい。活動をしていく上でも認知されていた方がよい。	
名簿の活用について、自主防災会や自治会は密接な間柄である。自治会・町内会離れが進む中、加入促進に名簿に使われないかと危惧している。災害時に加入・未加入関係なく、みなが同一に生命の尊さを認識し、助け合う必要がある。名簿を見ながら、この人は町内会に入るといった名簿の使われ方がされないよう取扱いのルール化をお願いします。	平常時の名簿の活用については、普段の見守り・関係づくりをはじめ、避難支援に必要な範囲で活用いただくこととしております。今回の条例の主旨を目的に加え、名簿提供団体に遵守いただくべきこともしっかりと周知を図ってまいります。
要支援者の受け入れ先避難所（福祉避難所等）の整備、拡充も重要である。要支援者ごとの受け入れ先避難所、また、誰が主体となって支援するのもかも予め決めておく必要があると思う。	御意見のとおり、名簿の提供や地域での共有だけでなく、要支援者の避難先の充実が重要であると考えており、関係機関と連携し、拡充に努めてまいります。また、本市は令和元年度からモデル的に単身の重度障害者を対象とした個別避難計画の作成に取り組んでおります。今後、この取組を拡充することを検討しており、支援者等については個別避難計画を作成する中で検討していきたいと考えています。
これを機会に、災害にとどまらず、その人の年齢や障害に特化した個別の情報提供が進むよう、医療・福祉関係者等と連携・協力する施策の実施を強く要望する。	